

目次

C 8-CR-2nd-★抗告20210730.....	2
-----------------------------	---

抗告申立書 C8

令和 3 年 7 月 30 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

申立人が、令和 2 年 12 月 15 日に、前橋地検 R2 檢 206~210 事件の不起訴処分を行った上村正を公務員職権濫用罪等で告訴したところ(前橋地検 R2 檢 2551)、前橋地方検察庁検察官検事の田中隆士が、令和 3 年 1 月 14 日付で不起訴処分したことについて、令和 3 年 1 月 18 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3 つ 1)、令和 3 年 7 月 20 日付で、刑事訴訟法 266 条 1 項に基き、前橋地方裁判所刑事第 2 部の山崎威、稻田康史、落合沙紀に棄却された。

だが、この決定は、合理的処分であると判定しながら、その合理的根拠が無い。

理由も無いのに、なぜ合理的と言えようか？ 最大要素が欠落していて、捜査や裁判たり得ようか？

どうして手続たり得ようか？ 呆れた論理矛盾である。 言い換えると、訴えを無視している。

これは直接的には、刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。

しかし自由心証主義といえども、合理性は当然に前提されている。

それは、社会正義や人権制度の歴史や国家権力の濫用防止から考えて、当然である。

したがって、本棄却決定は全部不服なので、刑事訴訟法 419 条に基き、抗告を申し立てる。

事件番号 前橋地方裁判所 令和 3 年(つ)第 1 号

請求の原因

以下の合理的根拠の欠如の具体的摘示を、またしても無視しているが、判定は不可欠である。

訴えの無視と不合理の両面から、その手続的無効性は、誰にもあまりにも自明過ぎる。

その点の狂気は原審も充分に自覚しているはずなので、非合法な前提を示唆している。

すなわち、圧倒的多数による迫害であり、永久に開かずの判例とせんとする無法社会の陰謀である。

どうせ誰も見向きもしないのだから、どんなにデタラメな裁判でも構わないとの意図である。

なお、包囲網の概要は、被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。

また、焦点はこれまで再三記載して来ているので、ここでは簡記に留める。

第三 当裁判所の判断(3 頁)への反論●

2(1)★齋藤佳之の嫌疑は十分である 認めない合理性が無い 確率数字で反論すべし

私の嫌疑は信用せず、齋藤佳之の供述は信用した、点は甚だしく経験則違反かつ信義則違反である。

通常抱く心証は真逆のはず。少なくとも 9:1 以上のはず。極めて不公平である。

なぜなら、私には自筆の経験則等が有るのに対し、齋藤佳之には何も無いからである。

私本人が自分の筆跡ではないと断言している。 しかも使ったペンのインクの色が供述と違う。

これを信じない合理性とは? 経験則を逸脱した判定には、筆跡鑑定等による立証が必要である。

またこれは、当然に広義の判例違反と思われる所以、同様事例の検証も必要である。

2 (2)★大藤一也が罪とならない理由が無い 行為 자체が犯人隠避である

2 (3)★不詳 1 が罪とならない理由が無い 証拠隠滅と私文書偽造の偽計

本紙の閲覧を要求したのに、わざわざカラーコピーを作り、それを黙って閲覧させる意図は偽計しかない。

2 (4)★不詳 2 が罪とならない理由が無い

私文書偽造を訴えられている状況で、敢えてその証拠を破棄する意図は証拠隠滅しかない。

蓋然性(予見可能性)として、有り得ない選択である。

2 (5)★カドノ某が罪とならない理由が無い 犯人隠避に当る行為が無いとする理由が無い

3 当該不起訴処分は合理的である旨への反論●

合理的根拠の無い国家権力の行使(不起訴処分)は許されないし、正当業務行為でも有り得ない。

犯罪を隠蔽する権限など誰にも無い。 また、合理的根拠が無い点は、必然的に不正な目的である。

要するに、極めて反社会的な判断なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。

正当業務行為ではないから、手続(告訴)の妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。

以上